写

２初児生第１５号
令和２年１１月３０日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長　殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
江　口　　有　隣

（印影印刷）

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

平素より，文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

標記については，これまでも自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）等に基づき，学校において，児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。

しかしながら，近年，自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの，令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば，令和元年度の児童生徒の自殺者数は３１７人であり，自殺した児童生徒数は高止まりしている状況にあるところです。また，人の目の届きにくいＳＮＳを利用し，自殺願望を投稿するなどした高校生等の心の叫びに付け込んで，言葉巧みに誘い出し殺害するという極めて卑劣な事件も発生しています。

また，自殺対策白書の資料でも指摘されているとおり，１８歳以下の自殺は，学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があります。特に，警察庁・厚生労働省の自殺統計によると，本年８月における児童生徒の自殺者数は６０人で，前年同月と比較して約２倍，そのうち，女子高校生の自殺者数は２２人で前年同月と比較して約７倍となっています。

そのため，これらの時期にかけて，学校として，児童生徒の自殺予防について組織体制を整え，取組を強化することは，児童生徒の尊い命を救うことにつながります。特に本年は，５月２７日付けで「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」を各教育委員会等に対して発出したところですが，学校として，保護者，地域住民，関係機関等と連携の上，長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた下記に掲げる取組を積極的に実施するよう

お願いします。

なお，昨今，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための配慮が求められていることに御留意いただき，感染防止対策を徹底した上で，必要な措置を行っていただきますようお願いします。

貴職におかれては，下記の事項について御留意いただき，都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して，都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して，附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人にあっては附属学校に対して，構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して，周知を図るとともに，適切に御対応いただきますよう御指導をお願いします。

記

毎年，学校の長期休業明けにかけて児童生徒の自殺が増加する傾向があることを踏まえ，以下に掲げる取組を，学校が保護者，地域住民，関係機関等との連携の上，これらの期間において集中的に実施することが考えられる。

（１）学校における早期発見に向けた取組

各学校において，長期休業の開始前からアンケート調査，教育相談等を実施し，悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。また，学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により，児童生徒の状況を的確に把握し，スクールカウンセラー等による支援を行うなど，心の健康問題に適切に対応すること。学校が把握した悩みを抱える児童生徒や，いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については，長期休業期間中においても，全校（学年）登校日，部活動等の機会を捉え，又は保護者への連絡，家庭訪問等により，継続的に様子を確認すること。特に，長期休業の終了前においては，当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し，児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には，特定の教職員で抱え込まず，保護者，医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。また，児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう，自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）第１７条第３項に定める「困難な事態，強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」（以下「ＳＯＳの出し方に関する教育」という。）を実施するなどにより，「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」や，ＳＮＳ等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

（※）ＳＯＳの出し方に関する教育については，「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態，強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（平成３０年１月２３日付け２９初児生第３８号，社援総発０１２３第１号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）連名通知）を参照。

（２）保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して，長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については，積極的に学校に相談するよう，学校の相談窓口を周知しておくこと。その際，「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」をはじめとする電話相談窓口も保護者に対して

周知しておくこと。なお，これらの各家庭における保護者による見守りについては，長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校（学級）通信を通じて，保護者に促すことが考えられること。

（３）学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において，学校として，保護者，地域住民の参画や，関係機関等と連携の上，学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また，学校外における見守り活動については，教育委員会等の地方公共団体において，学校，警察等関係機関，地域の連携を一層強化する体制を構築し，取組を実施すること。特に，児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については，これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

（４）ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは，自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため，都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて，長期休業明けの前後において，平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は，即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し，当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

【参考】

○「警察庁・厚生労働省の自殺統計に基づく児童生徒の月別自殺者数の推移」
○「１８歳以下の日別自殺者数（平成２７年版自殺対策白書（抄））」
○「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）（概要）」
○「２４時間子供ＳＯＳダイヤル（０１２０－０－７８３１０）」
○「子供に伝えたい自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm
○「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
○「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf
○小学生用啓発教材「わたしの健康」，中学生用啓発教材「かけがえのない自分かけがえのない健康」，高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm

【担当】
初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係
電　話　03(5253)4111(内線3298)
ＦＡＸ　03(6734)3735
e-mail　s-sidou@mext.go.jp

警察庁・厚生労働省の自殺統計に基づく児童生徒の月別自殺者数の推移

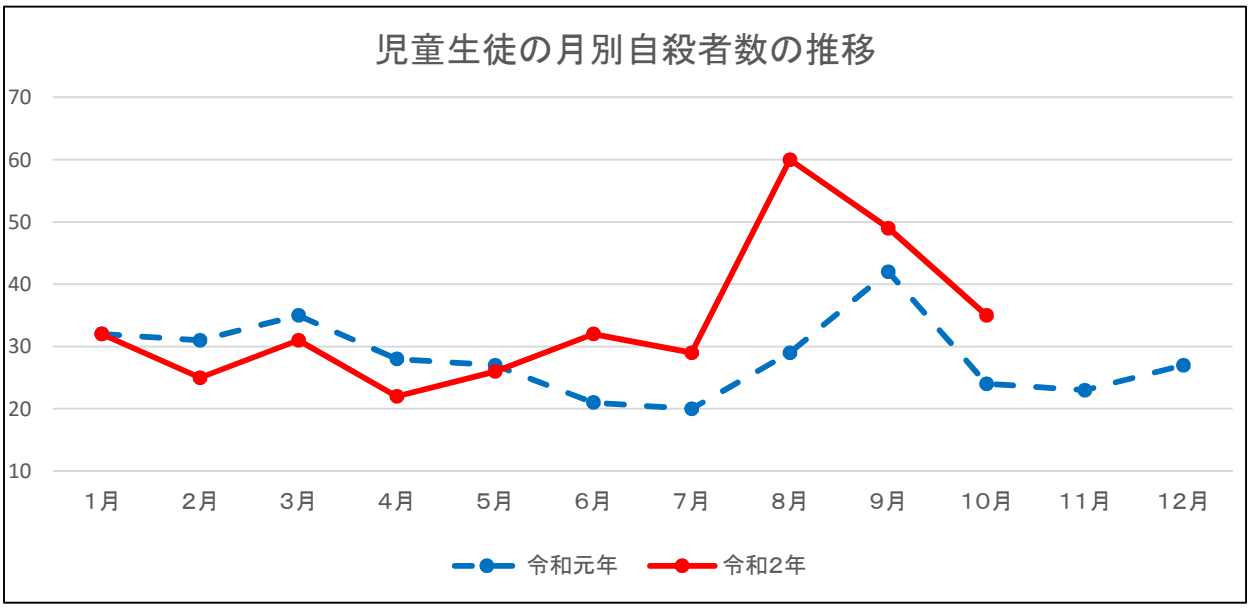

児童生徒の自殺者数（総数）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和元年	32	31	35	28	27	21	20	29	42	24	23	27	339
令和2年	32	25	31	22	26	32	29	60	49	35			341

学校種及び男女別自殺者数

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和元年	小学生	総数	0	0	3	1	0	0	1	0	1	0	0	0	6
		男子	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
		女子	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	中学生	総数	11	7	10	7	5	6	6	10	12	2	9	11	96
		男子	4	4	8	6	3	4	3	7	6	2	4	8	59
		女子	7	3	2	1	2	2	3	3	6	0	5	3	37
	高校生	総数	21	24	22	20	22	15	13	19	29	22	14	16	237
		男子	17	16	13	15	13	10	7	16	22	17	10	14	170
		女子	4	8	9	5	9	5	6	3	7	5	4	2	67
令和2年	小学生	総数	2	1	0	0	0	1	0	1	1	1			7
		男子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			1
		女子	2	1	0	0	0	1	0	1	1	0			6
	中学生	総数	11	11	8	6	6	10	7	17	14	8			98
		男子	6	4	3	4	4	7	4	9	9	4			54
		女子	5	7	5	2	2	3	3	8	5	4			44
	高校生	総数	19	13	23	16	20	21	22	42	34	26			236
		男子	12	7	16	10	14	12	13	20	19	18			141
		女子	7	6	7	6	6	9	9	22	15	8			95

厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」（暫定値）を基に文部科学省において作成

18歳以下の日別自殺者数

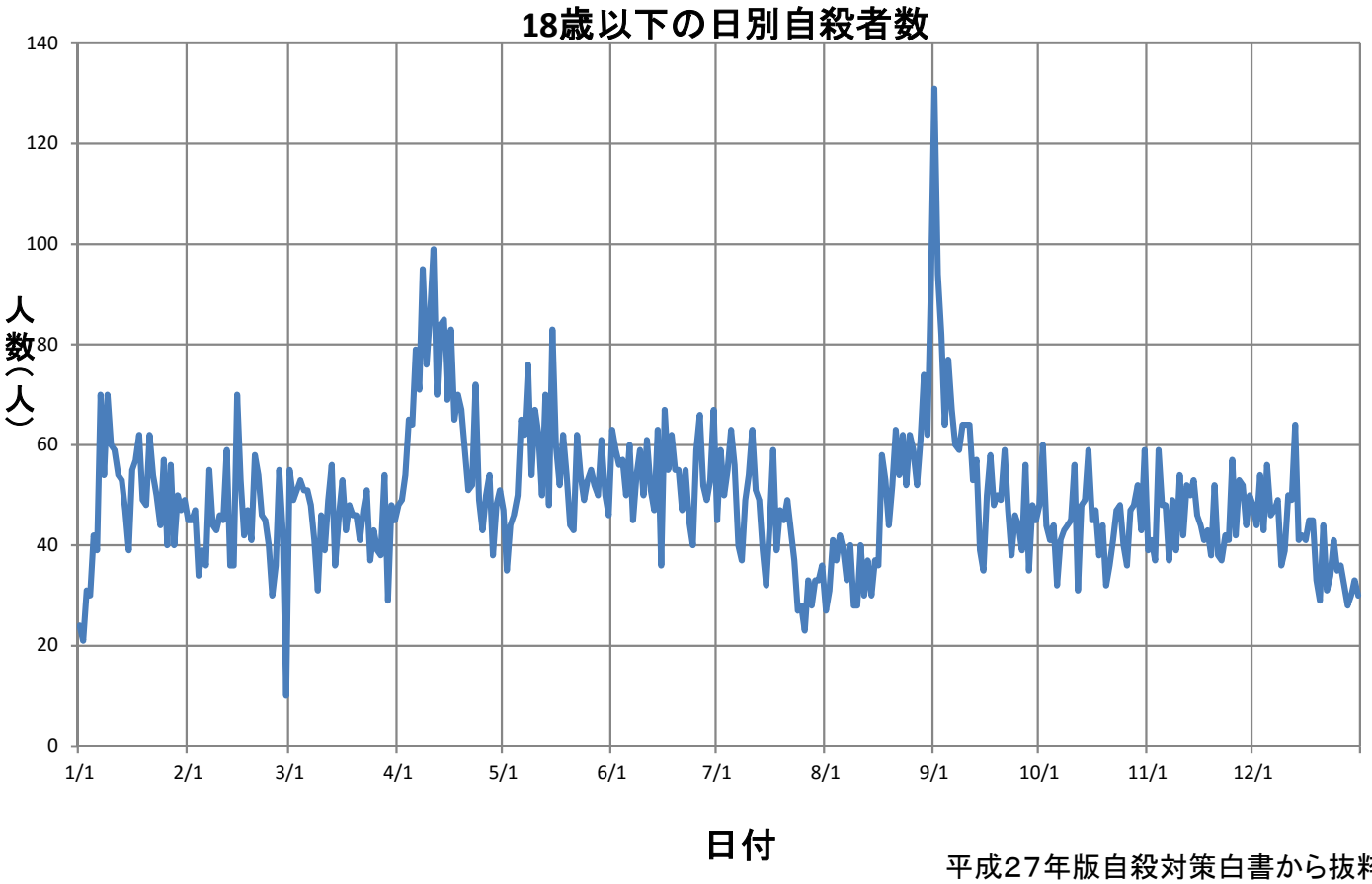

平成27年版自殺対策白書から抜粋

（過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計）

【平成27年版自殺対策白書（内閣府作成）の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域においての対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

２初児生第７号
令和２年５月２７日

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では，通常の長期休業とは異なり，教育活動の再開の時期が不確定であることなどから，児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。
- 教育活動の再開等にあたり，感染防止対策を徹底した上で，児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。

【児童生徒の自殺予防について】

１８歳以下の自殺は，学校の長期休業明けにかけて増加する傾向がある。特に，新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業においては，通常の長期休業とは異なり，教育活動の再開の時期が不確定であることなどから，児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。そのため，学校として，保護者，地域住民，関係機関等と連携の上，教育活動再開後の児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施すること。

（１）学校における早期発見に向けた取組

自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし，当該児童生徒の心身の状況の変化や違和感の有無に注意し，児童生徒に自殺を企図する兆候（※）がみられた場合には，特定の教職員で抱え込まず，直ちに校長等の管理職に相談・報告し，管理職のリーダーシップのもと，関係教職員がチームとして対応するとともに，教育相談員による観察や，保護者，医療機関等との連携を図りながら組織的に対応すること。また，各学校において，感染症対策の徹底に留意しつつ，アンケート調査，担任やスクールカウンセラーによる個人面談等の教育相談等を実施し，悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応を組織的に行うこと。

※教師が知っておきたい子どもの自殺予防：
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

（２）保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して，家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。また，保護者が把握した児童生徒の悩みや変化，違和感については，積極的に学校に相談するよう，学校の相談窓口の周知すること。その際，「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」やＳＮＳ相談窓口をはじめとする各種相談窓口も周知すること。

（３）ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは，自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため，教育委員会等が実施するネットパトロールについて，教育活動の再開の前後において，平常時よりも実施頻度を上げるなどして集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は，即時に警察へ連絡・相談するなどして書き込みを行った児童生徒を特定し，当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

今、話したい誰かがいる

Nogizaka46

学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞くよ

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（なやみいおう）

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら
☎189番（いちはやく）
（児童相談所全国共通ダイヤル）

子どもの人権110番
0120-007-110
（通話料無料、法務局職員または人権擁護委員による相談窓口）

各都道府県警察本部による少年相談窓口
（右のQRコードから近くの窓口を調べられます）

内閣府　警察庁　法務省　文部科学省　厚生労働省